

令和5年度第2回あきる野市男女共同参画推進市民会議

日 時 令和6年2月5日（月）

午前10時から

場 所 別館3階 第4会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 題

あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業について

○「社会福祉法人 雲柱杜 五日市保育園」の認定についての事務局説明

会長) 年次有給休暇積立制度等は五日市保育園独自のものであるか。

事務局) 年次有給休暇の繰り越しは企業等々でもあるが、今回の認定に関し、五日市保育園の取組として特徴的なのは積立という点である。毎日子どもが来園するという制限のあるなかで、工夫をされている。今後の参考になると思う。

委員) 私が勤めていた職場や現在勤める児童館の有給制度は、繰り越し出来るが、有効期限は付与から2年である。五日市保育園の場合はどうか。

事務局) 通常の繰り越しとは別に、切り捨ててしまう有給休暇を1年間で5日積み立て可能で、通常の有給休暇の残りが5日を下回ると積立した有給休暇を使える制度になっている。

委員) この制度を市で認めることは法的に問題ないのか。

事務局) 問題ない。

委員) 市内の別の保育園が、この制度を導入しても問題ないか。

委員) 良いことであれば、ワーク・ライフ・バランスの推進のため広がって良いのではないか。今大事なのは、ワーク・ライフ・バランスを考えるきっかけを増やす事である。

委員) 国も積立を推奨しているので法的には問題ないと思う。それより問題なのは、繰り越さなければならないことである。有給休暇を取りにくいという点が問題である。

本来であれば、積立ではなく、介護・育児休暇が必要だ。育児や介護で休みが必要な時は別枠で休みがあるのが筋。ここで、積立した休みを使うのは違うと思う。

私は福祉の仕事をしているが、自分が休んだらどうになってしまうのか、保育園の先生であれば、子ども達がどうになってしまうのか考えてしまい、休みにくい。働きにくさに繋がっている。

それから、人が休む事によって勤務時間が伸びていないか、休憩はとれているのか、管理職は残業ばかりになっていないか。

資料のアンケートを見ると「園庭で休憩」とあるが、このような点も気になる。

委員) パートタイム、非正規職員の有給制度については、どのようになっているのか。

事務局) 有給自体は付与されている。積立はどうであるか、確認をして回答する。※1

委員) 資料を見ると、雇用形態は分からないが有給を取得出来ている方と出来ない方がおり、気になる。

事務局) 休みが取得できない状況があるなかで、打開策を見つけようと取り組んでいる点も見ていただければと思う。

会長) 保育園という大変な状況のなかで、課題を洗い出し、取り組もうとしている点が素晴らしい。

委員) 消えてしまう有給が繰り越されることは良いことだと思う。ただ、現場はどうなるのか懸念される。同時に考えていくべきだ。

管理職は大変だと思う。有給休暇を取らせてあげたいけれど、人数が足りないことによる事故が発生してしまうかもしれない。

会長) 「保育園はこうだから」等の意識を変えていかなければいけない。

委員) 私の勤務先も、市からワーク・ライフ・バランス推進事業所として認定を受けているのだが、五日市保育園の取組を見ると、かなり進んできている印象を持った。そこで、時間休の制度を導入すれば、さらに良くなると思った。

一方、五日市保育園は大規模な組織なので、このような事が出来るかもしれないが、小規模の事業所は大変である。事業所の規模によって差が出てしまう。

委員) 認定を取得した場合、それが広告看板になる。就職先として人気になると思う。市場原理として良いかもしれないが、格差を生む要因にもなる。

会長) 有給取得の促進に関する補助金制度などがあれば良い。

事務局) 委員会として、五日市保育園の認定は認める形で良いか。

全委員) 問題ない。

○ 申請の背景について

事務局) 五日市保育園の申請の背景について説明する。

園長と話す中で、有給休暇の積立等のワークライフバランスの推進に力を入れていて、今後も取組を強化するという話を聞き、申請を勧めた。

委員) 五日市保育園は法人としての申請か、それとも園独自の申請か。

事務局) 法人にも報告はしていると思う。あくまでもこの事業は事業所の認定である。

○ 資料の修正について

委員) 資料3の「年次有給休暇の積立保存制度に関する規定」第4条の2行目について、先方から送られてきたものだと思うが、主語が抜けている。

事務局) 確認する。※2

○ 確認事項への回答

※1について：非常勤を含めた全職員が対象である。

※2について：抜けていた主語は「職員」である。

4 その他

第5次あきる野市共同参画プランの進捗状況報告書について

5 閉 会